

栃木県グリーンスタジアムVIPルーム等改修工事公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

栃木県グリーンスタジアムでは、Ｊリーグやジャパンラグビーリーグワン等の試合が行われており、県民のスポーツに対する興味・関心が盛り上がりを見せていることから、顧客満足度を高め、施設のブランド力を強化するため、VIPルーム等を改修することになった。

その改修にあたっては、限られた予算と工期の中で、最大の県民サービスが提供できるVIPルーム等の設計及び施工業者の選定を行うため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 栃木県グリーンスタジアムVIPルーム等改修工事
- (2) 業 務 箇 所 宇都宮市清原工業団地32番地
- (3) 業 務 内 容 VIPルーム等の改修における設計及び施工
- (4) 履 行 期 限 令和7（2025）年11月28日限り
- (5) 予算上限額（設計・工事費） 220,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 担 当 所 属 及 び 問 い 合 わ せ 先 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20
栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課
電話 028-623-3414 FAX 028-623-3411
電子メール sports-shisetsu@pref.tochigi.lg.jp

3 参加表明書の提出者に要求される参加資格

- (1) 栃木県の建設工事に係る一般競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、プロポーザル参加表明書の受付期限日現在において次に掲げる条件をすべて満たしている単体であって、本工事の公告期限までに次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

ア 栃木県の建設工事に係る入札参加資格において 右に掲げる認定及び格付を受けている者であること。	工 種	建築一式工事
	格 付	S A級
	総合点数	－
イ 右の条件を満たす営業所等がその地域内にあること。	県内に本店があること。	
ウ 完成引渡しが完了した（２）に掲げる同種・類似工事を元請けとして施工した実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有する者であること。		
エ 以下 の条件を すべて 満たす 技術者 を専任 で配置 すること。	以下の条件をすべて満たす技術者を専任で配置すること。	
	施工経験	完成引き渡し完了した（３）に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有すること。
	資格等	１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格等
	その他	－

オ 次の条件を満たすこと。

- (a) 本工事のプロポーザル参加資格の確認日において、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること。
- (b) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。
- (c) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続きに基づく入札参加資格の再認定を受けていること。
- (d) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (e) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号に規定する暴力団等に該当しない者であること。

(2) ウにおける同種・類似工事（企業の施工実績）は、次のすべての条件を満たす工事とする。

- ・平成22（2010）年度以降に完成引渡し完了した、以下(i)又は(ii)が発注した請負金額500万円以上の建築一式工事。

(i) 国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村のいずれかの者

(ii) 上記(i)が発注したPFI事業を受注した者

(3) (1) エにおける同種・類似工事（配置予定技術者の施工経験）は、次のすべての条件を満たす工事とする。

- ・(2)に掲げる同種・類似工事（企業の施工実績）と同じ。

4 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公開	令和7(2025)年4月30日(水)
イ 現場説明会	令和7(2025)年5月8日(木)、5月9日(金)
ウ 質問書受付期間	令和7(2025)年5月1日(木)～5月13日(火) 正午必着
エ 質問に対する回答	令和7(2025)年5月16日(金)
オ 参加表明書等の提出期間	令和7(2025)年5月1日(木)～5月26日(月) 午後4時必着
カ 技術提案書等の提出期間	令和7(2025)年6月2日(月)～6月9日(月) 午後4時必着
キ 選定委員会によるヒアリング	令和7(2025)年6月17日(火)
ク 選定結果の通知・公表	令和7(2025)年6月中旬～下旬

(2) 実施要領等の配付

- ア 閲覧期間：令和7(2025)年4月30日(水)～令和7(2025)年6月9日(月)
- イ 閲覧場所：栃木県ホームページからダウンロードできる。

※URL(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

(3) 現場説明会の日時及び場所

現場説明会は、下記により開催する。参加を希望する者は、令和7(2025)年5月7日(水)午後4時までに、現場説明会参加表明書(様式第1号)を電子メールにより、上記2(6)に提出すること。また、送信時には提出先あて必ず受信の確認を行うこと。なお、詳細な日時は参加希望者毎に通知する。

日時：令和7(2025)年5月8日(木)、5月9日(金)のうち指定した日時

会場：栃木県宇都宮市清原工業団地32番地 栃木県グリーンスタジアム

(4) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式1)を電子メールにより提出すること。

ア 受付期間：令和7(2025)年5月1日(木)～5月13日(火)正午必着

イ 質疑方法：電子メールにより、上記2(6)に提出すること。送信時には提出先あて必ず受信の確認を行うこと。

ウ 回答期日：令和7(2025)年5月16日(金)

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ(4(2)イのURL)に掲載する。

(5) 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

ア 提出期限 令和7(2025)年5月26日(月)午後4時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 上記2(6)のとおり

ウ 提出書類

(ア)参加表明書(様式第2号)

(イ)施工実績要件確認資料(様式第3号)

(ウ)配置予定技術者要件資料(様式第4号)

(エ)企業の施工実績(別記様式2-2)

次の条件を満たす施工実績を記載すること。

- ・平成22(2010)年度以降に完成引渡しが完了した、以下(i)又は(ii)が発注したスタジアムや競技場等のスポーツ施設の新設・改修に係る請負代金5,000万円以上の建築一式工事。

(i)国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村のいずれかの者

(ii)上記(i)が発注したPFI事業を受注した者

(オ)工事現場の配置予定技術者の施工経験(別記様式2-3)

工事現場の配置予定技術者について、次の条件を満たす工事の施工経験を記載すること。(原則として全工程に従事していることを要する。)

- ・平成22(2010)年度以降に完成引渡しが完了した、以下(i)又は(ii)が発注したスタジアムや競技場等のスポーツ施設の新設・改修に係る請負代金5,000万円以上の建

築一式工事。

(i) 国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村のいずれかの者

(ii) 上記(i)が発注したPFI事業を受注した者

(カ) 次に掲げる書類

- ・ 申請日において有効な建設業許可通知書の写し（許可通知書に代えて「建設業許可証明（確認）書」の写しを添付する場合は申請日から3か月以内に発行されたものとする。）
- ・ 栃木県一般競争（指名競争）入札参加資格及び格付決定通知書の写し

エ 提出方法 電子メールにより提出することとし、送信時に提出先あて必ず受信の確認を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7（2025）年5月30日（金）午後4時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書を提出した者の中から、技術提案書を提出することができる者として5者を選定する。

ただし、参加表明書を提出した者が5者に満たない場合及び選定対象となる最下位順位で同評価の者が複数存在し5者を超える場合は、この限りではない。

技術提案書の提出者の選定に係る評価項目、配点等は、別紙「栃木県グリーンスタジアムVIPルーム等改修工事 評価基準」の区分1 施工実績等のとおりとする。

(7) 参加資格の確認及び技術提案書等の提出要請

参加表明書の提出者に対して、本要領3に定める参加資格要件に基づく参加資格の確認及び本要領4（6）に定める技術提案書の提出者の選定を行い、その結果及び技術提案書等の提出要請を電子メールにて通知する。

(8) 技術提案書等の提出 ※添書として技術提案書（別記様式2-1）を提出すること。

ア 技術提案書

(ア) 諸室の性能に関する提案（別記様式2-4）

別添「栃木県グリーンスタジアムVIPルーム等改修工事 業務仕様書」の第2章 仕様に記載された諸室の性能内容を記載すること。

なお、諸室のイメージ図（平面図、立面図、パース図）は、任意の様式により提出すること

(イ) 特定テーマに関する提案（別記様式2-5）

以下に示す各テーマについて、提案内容を記載すること。

(a) 多様な利用者の快適性の実現について

【目的】

観戦者を始めとする多様な利用者の快適性を実現したい。

【内容】

スポーツをする・観る・支える人それぞれの立場にとっての最適な諸室について

て、応募者独自の知見や高度な技術を活かした提案をすること。

障害者、高齢者、小さな子ども連れ、海外からの来場者等、誰もが安心して快適に過ごせる施設の提案をすること。

(b) 設計施工計画について

【目的】

計画的な工事の執行にあたり、合理的かつ実現性の高いコスト縮減や限られた工期内で結了するための施工計画が必要である。

【内容】

高い技術力や創意工夫による合理的かつ実現性の高いコスト縮減策が盛り込まれた提案をすること。

令和7(2025)年12月から供用再開となり、限られた工期となることから、適切な施工計画を提案すること。

イ 工程表

別記様式3により、本業務の概略工程表を記載すること。

ウ 見積書

別記様式4により、本業務の事業費総額及びその内訳を記載すること。なお、内訳は可能な限り詳細に記載すること。

(9) 書類作成にあたっての留意事項

ア 各様式はA4縦使い横書きとし、様式の変更は行わないこと。

イ 別記様式2―5の「特定テーマに関する提案」についてはテーマごとにA4サイズで1頁でまとめること。

ウ 公正な評価実施のため、技術提案書の提出者を特定できる内容がわかる記述を記載してはならない。

(10) 提出方法等 ※企画提案書は1者1提案とすること。

ア 提出期間：令和7(2025)年6月2日(月)～令和7(2025)年6月9日(月)までの土曜日、日曜日を除く日

イ 提出時間：午前9時から午後4時まで

ウ 提出場所：栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課（栃木県庁本庁舎7階）

エ 提出方法：10部（正本1部、副本9部）を持参すること。

なお、審査の公正を期するため、副本には参加者名を記載しないこと。

(11) 技術提案書等提出書類の取扱い

提出書類が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該書類は無効とし、提出者は失格とする。

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 技術提案書等は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

- エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 技術提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- カ 参加者は、技術提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 技術提案書等に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク 提出された技術提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 技術提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 技術提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準及び契約候補者の選定方法

別紙「栃木県グリーンスタジアムVIPルーム等改修工事 評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書等について、プレゼンテーション（又はヒアリング）を実施する。

ア 日程等

(ア)期日：令和7(2025)年6月17日（火） 各者30分程度

(イ)場所：栃木県庁昭和館 多目的室

イ プレゼンテーションの内容及び方法

(ア)技術提案書の中で、特に説明しておきたい事項について口頭にて簡潔に説明すること。

また、パワーポイントの使用も認める。ただし、提案されていない事項についての説明は認めない。（20分以内）

(イ)提案に対する質疑（10分程度）

ウ その他

参加者別のプレゼンテーションの時刻は追って通知する。

なお、出席者は、技術提案書の提出者に所属する職員5名以内とする。

(3) 審査方法

技術提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

- ウ 見積書の金額が2（5）の予算上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定結果を通知する。また、契約候補者の名称等について、栃木県ホームページ（4（2）イのURL）に公表する。

7 契約手続

- （1） 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、工事内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、契約を締結する。
- （2） 前金払いについては、請負契約書によるものとする。
- （3） 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- （4） 請負契約書により契約書の作成を要し、契約書の作成に必要な経費は、全て候補者の負担とする。